

# 羽村市公園等施設維持保全計画

令和 6年3月 改定  
平成 26 年6月 策定

羽村市 まちづくり部 土木課

はじめに

羽村市では、昭和37年に首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定を受け、土地区画整理事業による都市基盤整備を進め、市街化区域の約66%が完了しています。この中で、市街地形成の骨格となる道路、公園等の公共施設も整備してきました。

市内の公園については、多くの市民が集う「はむら市民と産業のまつり」等に利用されている羽村市立富士見公園をはじめ、遊戯施設、広場、休養施設等を配置した近隣住民等が親しめる公園など84箇所を整備しています。その他に、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童遊園13箇所を設置しています。

さらに、市の特徴的な施設として羽村市動物公園や羽村市水上公園を設置してきました。羽村市動物公園は、動物に接する機会の少ない子供達のため動物の飼育展示を通じ情操教育を高め、動物に対する知識や愛護思想の普及啓発を図る場として広く利用されています。羽村市水上公園は、多摩川の景観を生かした豊かな自然環境の中で市民の健康づくりや市民相互のふれあいによるコミュニティの振興を図る場となっています。

なお、羽村市水上公園は、施設の著しい老朽化に伴い、令和元年度よりプール営業を休止しています。

公園等は、近隣公園、街区公園、運動公園、緑地公園、動物公園、その他公園、児童遊園に種別されています。

これらの公園等は、市民の身近な憩いの場やレクリエーション活動の場、健康づくりの場、親子の触れ合いの場、運動の場、教育の場、災害時の避難所、幼児等の遊びの場及び緑化促進としての機能を併せ持っており、それぞれの地域で多くの市民に親しまれ利用されています。

しかしながら、高度経済成長期を中心に整備してきた多くの公園等は、造成後40年以上経過するものが約半数を占め、施設や遊具の老朽化が進み、修繕や更新が増えています。また、少子高齢化や人口減少、社会ニーズの変化に伴う施設の改善や樹木の生長に伴う剪定や伐採等に要する維持管理費用が年々増大し大きな課題となっています。

これらの課題を解決していくため、公園等84箇所には、指定管理者による管理運営を導入し、市民が安全で安心して利用できる公園づくりを進めています。

## 羽村市公園等施設維持保全計画

### 目 次

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 1. 目的             | ..... 1 |
| 2. 現状             | ..... 1 |
| 3. 計画の位置づけ        | ..... 2 |
| 4. 基本的な策定の手順と計画期間 | ..... 3 |
| 5. 公園等の整備状況       | ..... 3 |
| 6. 計画対象公園等        | ..... 3 |
| 7. 計画対象公園等施設      | ..... 5 |
| 8. 健全度調査・判定       | ..... 5 |
| 9. 施設維持保全のための手法   | ..... 6 |
| 10. 樹木の維持保全について   | ..... 8 |
| 11. 計画の推進         | ..... 8 |

## 1. 目的

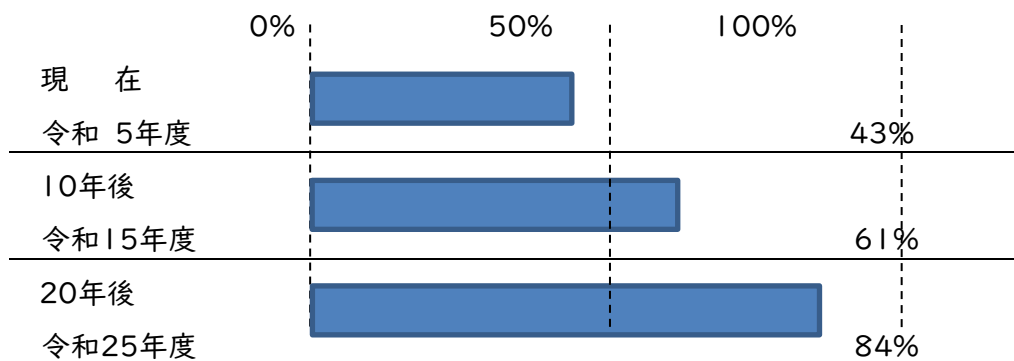
市内の公園等の維持管理について、計画的な予防修繕を取り入れることでトータルコストの縮減と事業費の平準化を図り、長期にわたって施設の安全性や機能の確保を図ることを目的とします。

## 2. 現状

現在、羽村市が管理している公園等は108箇所あり、この内、緑地等で施設を有しない公園等を除くと99箇所の公園及び児童遊園となり、そのうち最も古い公園は昭和41年に供用開始されています。

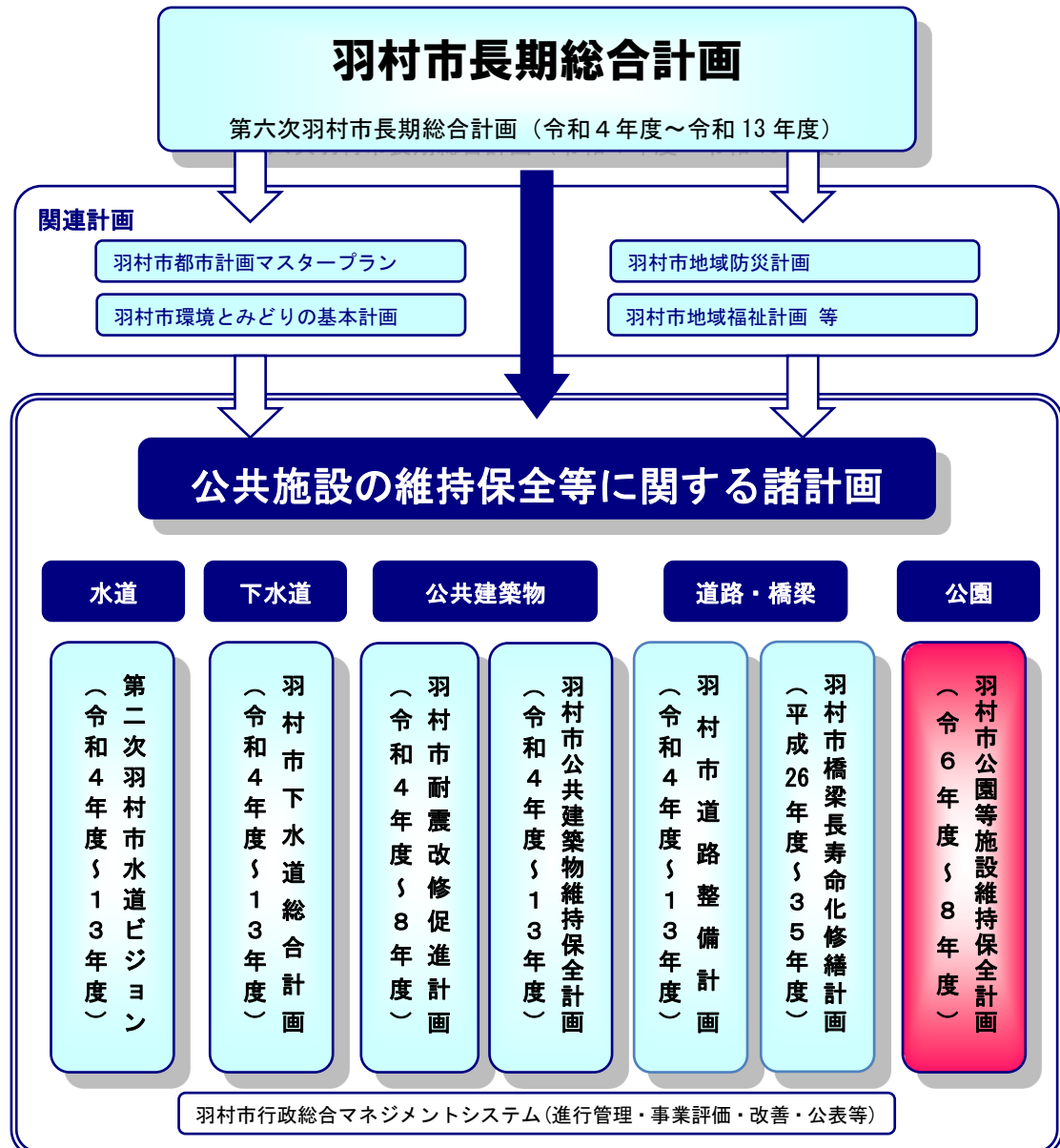
公園及び児童遊園施設の経過年数割合は、次表に示すように40年を経過した施設が現在全体の43%を占めており、今後、10年後には61%、20年後には84%と急激に老朽化が進むことから、施設の維持管理や修繕、補修、更新等の費用負担の増大は避けられません。そのため、老朽化施設の計画的な維持管理が必要となっています。

公園及び児童遊園施設の経過年数割合



### 3. 計画の位置づけ

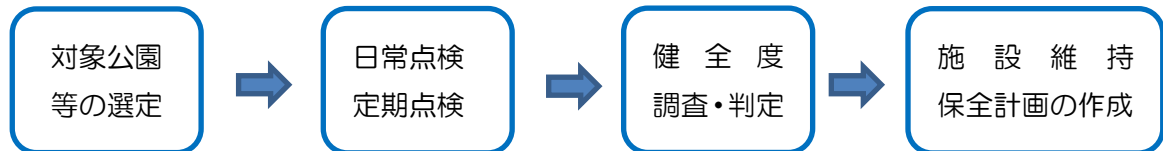
本計画は公園等施設の長寿命化と維持管理費用の平準化を目指し策定するものであり、諸計画との関連を下記に示します。



#### 4. 基本的な策定の手順と計画期間

本計画は、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）平成24年4月」に準じて計画策定を行っており、策定手順は次のフローに示すとおりです。

計画期間は、令和6年（2024年）度を初年度とし、令和8年（2026年）度までの3年間とします。なお、計画期間中においても、社会状況の変化などに応じて適宜、見直しを図っていきます。



#### 5. 公園等の整備状況

令和5年4月1日現在

| 公園等種類 | 管理対象数   | 管理対象面積 | 1人あたり面積                |
|-------|---------|--------|------------------------|
| 都市公園  | 71公園    | 34.0ha | 5.99 m <sup>2</sup> /人 |
| その他公園 | 14公園    | 1.2ha  | 0.21 m <sup>2</sup> /人 |
| 児童遊園  | 13遊園    | 1.3ha  | 0.23 m <sup>2</sup> /人 |
| 計     | 98公園・遊園 | 36.5ha | 6.43 m <sup>2</sup> /人 |

（住民基本台帳人口：54,386人）

#### 6. 計画対象公園等

| 種別  | 近隣公園 | 街区公園 | 運動公園 | 緑地公園 | その他公園 | 動物公園 | 児童遊園 | 計  |
|-----|------|------|------|------|-------|------|------|----|
| 箇所数 | 6    | 48   | 4    | 12   | 14    | 1    | 13   | 98 |

今回の計画は、市管理の98公園のうち、85公園及び13児童遊園を対象としています。なお、種別ごとの計画対象公園等は下記に示すとおりです。

近隣公園 武蔵野公園



街区公園 あけぼの杉児童公園



運動公園 宮の下運動公園



緑地公園 踊子草公園



動物公園



その他公園 宮の下ポケットパーク



児童遊園 なかよし児童遊園



## 7. 計画対象公園等施設

|     | 管理施設 | 園路広場 | 修景施設 | 休養施設 | 遊戯施設 | 便益施設 | 計     |
|-----|------|------|------|------|------|------|-------|
| 施設数 | 981  | 82   | 93   | 694  | 320  | 140  | 2,310 |

管理施設・・・門扉、照明灯、柵、車止ポール、外周柵など

特殊施設・・・陸上競技場、野球場、テニスコートなど

園路広場・・・舗装、園路、階段など

修景施設・・・パーゴラ、四阿、園名板など

休養施設・・・ベンチなど

遊戯施設・・・ブランコ、滑り台、鉄棒、砂場など

便益施設・・・時計塔、便所、水飲み場など

## 8. 日常点検・定期点検

施設の供用に支障となる不具合を速やかに察知し、常に安全安心で良好な公園等施設を提供することを目的として、日常点検、定期点検を実施します。

各種点検は、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「公園施設の安全点検に係る指針(案)」に基づき、目的や頻度に応じて行います。

## 9. 健全度調査・判定

公園等施設の健全度調査を行うため、各施設ごとにこれまでの管理方法である予防保全型管理施設と事後保全型管理施設に分類し、構造材、消耗材の劣化度や損傷等について、現地調査を実施します。

## 【予防保全型管理施設とは】

施設の劣化進行前に修繕し、健全な状態を保つ必要がある施設で遊戯施設が対象となります。

今回、予防保全型管理施設(遊戯施設)の健全度調査を実施したところ、要修繕が33箇所となっております。(別紙参照)

遊戯施設の不具合が発見された場合は、速やかに使用禁止措置を行っています。



### 【事後保全型管理施設とは】

従来型の維持管理で劣化や損傷の進行に応じて、補修・修繕を行うとともに、状況に応じて施設の撤去・更新を行います。遊戯施設を除く一般施設（管理施設・特殊施設・園路広場・修景施設・休養施設・便益施設）が対象となります。



### 10. 施設維持保全のための手法

羽村市の公園等は、供用開始後40年以上を経過した公園等が43%を占め、施設の耐用年数が大幅に過ぎたものや、更新時期を迎えるものが多く存在しています。今後、更に修繕・補修等の費用負担の増大が見込まれており、安全性の確保や市民サービスの向上の観点から財政的な平準化による計画的な維持保全を図っていきます。

今後は、改めて公園施設全体の管理方法を見直し、民間活力の導入や特定財源の獲得により公園等施設の長寿命化及び補修・修繕・撤去・更新に係る費用の低減を図ることと、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

#### 事後保全型（従来手法）

- ①劣化が進んでから補修を実施
- ②対処療法的な補修、施設単体での計画
- ③老朽化施設の増加で施設の健全度が低下
- ④老朽化施設の増加で修繕・撤去・更新費用を確保できない



#### 予防保全型（提案手法）

- ①劣化進行前に修繕し、健全な状態を保つ
- ②管理施設全体の計画的な補修計画
- ③各施設の健全度把握による安全性確保
- ④計画的な修繕計画によりライフサイクルコストの縮減と費用の平準化

### (1) 施設維持保全に向けた点検

- ・公園等施設全般について、原則月1回の日常点検を実施します。
- ・遊戯施設については、年に1回の定期点検を実施します。
- ・点検等により異常が確認された場合は、必要に応じて速やかに使用禁止等の措置を行った上で、適切な対策を検討し実施します。

## (2) 施設維持保全に向けた対策

- ・管理施設及び遊戯施設の対策としては、健全度調査による緊急度判定が「要修繕」となったものを優先して修繕、更新又は撤去します。
- ・チェーンやビスなどの消耗材の不具合の場合は、出来る限り早く修繕していきます。
- ・柱などの構造材が腐食、腐朽している場合は、遊戯施設の標準使用期間内はその機能を全うすることができるよう、適切に維持管理を行っていきます。
- ・ブランコ、ミニ遊具等については、落下時の安全確保のため、安全マットを順次設置していきます。
- ・照明灯については、劣化を防止するための修繕又は、地球温暖化対策の一環として、省エネルギー型機器への交換を行います。

## (3) バリアフリー対策

公園等のバリアフリー化については、従来から取り組んできましたが、トイレの洋式化をはじめ今後もそれぞれの公園等の特性を生かしながら、市民要望なども踏まえ取り組んでいきます。

## (4) 遊戯施設の新設

公園等の遊具の検証に基づき、それぞれの公園等にあった安全で社会ニーズにマッチした、市民要望が多い遊具を適正な場所に設置していきます。

## 10. 樹木の維持保全について

公園等の樹木は、市民に潤いと安らぎを与えるとともに、緑陰を形成し、美観を高め季節の変化を感じるなど、様々な効果と機能を発揮しています。

さらに、CO<sub>2</sub> の吸収源、生物の生息空間の形成、ヒートアイランド現象の緩和作用など都市の環境改善に重要な役割を担っています。

その反面、年月の経過による樹木の成長に伴い管理が難しくなっていることから、それぞれの樹木のバランスが共存できなくなるなど、生育環境の悪化による景観・空間デザインの低下、生育不良による倒木や立枯れ・落枝等の危険、病虫害の発生、樹木の鬱蒼による防犯面での安全性の低下、落ち葉や日陰等による苦情、強風に伴う倒木被害の発生、生物生息空間の減少等の支障が生じることが懸念されます。

こうしたことから公園等の樹木については、その効果を十分発揮させるよう育成・維持・保全に努める必要があります。

基本的な方針としては、利用者や近隣居住者の安全性・利便性の確保とライフサイクルコストの縮減に立ち、長期的な視点からそれぞれの公園に適した植栽地ごとの特性に応じ、適正、かつ効率的な樹木の維持保全に取り組む必要があります。

## 11. 計画の推進

### (1) 計画のローリング

本計画は、毎年度の公園等施設の補修の実施状況や劣化状況を踏まえて、予算編成と連動し、市の財政フレームと整合させ、財政負担に備えるために、国・東京都の補助金などの積極的な活用を図りながら、適宜、時点修正をすることで実効性を確保します。

また、突発的な事故、その他の要因から補修等が発生した場合は、優先順位を変更して弾力的に対応するものとします。

### (2) 人材育成と管理体制の構築

公園施設等の適切な維持保全に向け、専門的な知識の蓄積、業務に関する技術の向上を図るため、技術職員一人ひとりの能力向上に努め、中期的な視点に立った人材育成の取組みを進めていきます。